



速度取締り指針

令和6年1月
福島北警察署

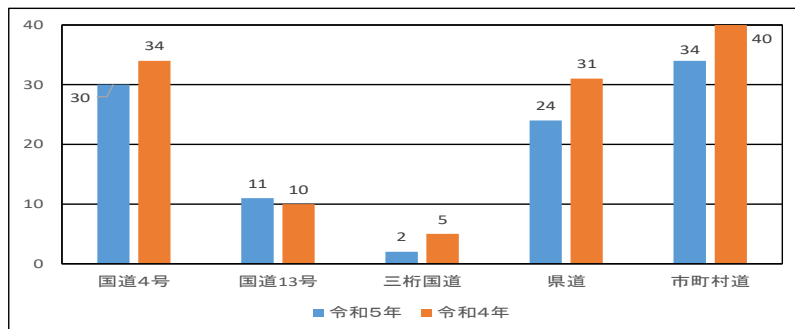
1 福島北警察署管内の速度取締り重点

路線	地域	重点時間帯
管内全路線	福島市内全域（福島北署管内）	7時～11時、14時～18時
	桑折町、国見町全域	6時～10時、12時～17時

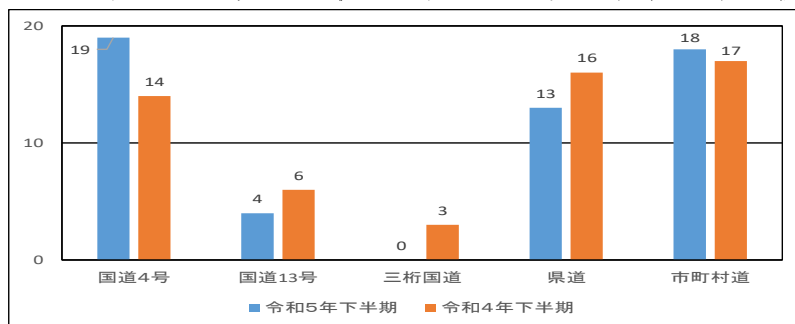
※速度抑制のため、重点時間帯以外でも速度取締りを実施します。

2 管内路線における人身交通事故発生状況

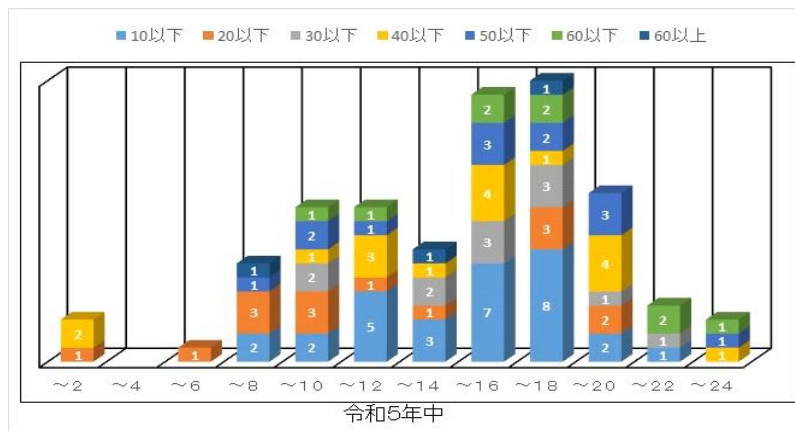
○ 路線別・事故発生状況（令和5年前年比較）



○ 路線別・事故発生状況（令和5年下半期前年比較）



○ 令和5年中の時間帯・危険認知速度別発生状況



管内の交通事故実態

- 令和5年中の管内の人身事故件数は、一昨年と比較して減少していますが、路線別発生傾向は一昨年同様で、令和5年下半期も同様の傾向が見られます。
- 路線別における人身事故発生の割合は、市町村道での発生が最多で、次いで国道4号線の発生が多いですが、その他の国道より県道での発生が多く、全路線を速度取締り重点とします。

時間帯別・危険認知速度

- 交通事故発生直前における危険認知速度は、各時間帯とも20キロ以下が多く、全体でも高くありませんが、6時から12時と14時から19時の時間帯が高い傾向にあり、人身交通事故も多く発生しています。

3 その他の交通指導取締り重点

- 管内全域において、歩行者保護対策としての横断歩行者妨害違反取締り、通学路における通行禁止違反取締り、交差点・踏切関連違反取締りを実施します。